

ご意見をお聞かせください



◀詳しくは、市ホームページ
をご覧ください。

第5期志木市障がい者計画・第7期志木市障がい福祉計画・第3期志木市障がい児福祉計画（素案）

市では、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、国が定めた基本指針に即して、障がい者施策に関する市の基本的な指針や政策の方向性を定める「障がい者計画」と、障がい福祉サービスの提供体制の整備などに関する「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」の策定を進めています。

素案について皆様のご意見をお寄せください。

募集期間 11月27日(月)～12月26日(火) (当日消印有効)

閲覧場所及び市民意見シートの配布場所 共生社会推進課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前仮出張所、教育サポートセンター、健康増進センター、児童発達相談センター、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

▼市ホームページからも素案の閲覧及びダウンロードができます。

対象（意見を提出できる人） 市内に在住・在勤・在学する人及び事業者、納税義務者、意見公募手続きに係る施策に利害関係がある人

提出方法 所定の市民意見シートに必要な事項を記入のうえ、郵送、FAX、メールまたは直接、共生社会推進課へ

▼市ホームページや市公式LINEに設けた専用フォームから意見を投稿することもできます。

▼お寄せいただいた意見などを集約した概要とともに、意見に対する市の考え方を公表します。

▼匿名による意見の提出や電話または来庁による口頭での申出は受付できませんのでご了承ください。

担当・問合せ 共生社会推進課 ☎048(473)1449 ☎048(471)7092 ✉fukushi-syougai@city.shiki.lg.jp

志木市落ち葉銀行

環境推進課 ☎048(473)1492

市では、家庭ごみの減量化・資源化を図り、資源循環型のまちづくりを進めるため、一般家庭から出される落ち葉や剪定枝を堆肥化して土に戻す取り組みとして、志木市落ち葉銀行を実施しています。

志木市落ち葉銀行とは

窓口で申請した人に「落ち葉銀行」の通帳を交付し、家庭において清掃・収集した落ち葉や剪定枝を預金とみなして、貯まったポイントに応じて交換品を提供する事業です。

収集方法など

受入期間 令和6年3月末まで

対象 市内在住の人、市内で活動する市民グループ

収集方法 事前に環境推進課で落ち葉銀行の通帳の交付を申請のうえ、いずれかの方法で収集

自己搬入…直接、大村商事株式会社(下宗岡2-18-20)へ 搬入時間:平日9時～17時

戸別収集…①回収希望日の一週間前までに環境推進課窓口または電話で、指定日の中から都合のいい日を予約
②予約した収集日に、玄関先または敷地内に落ち葉を置いておく
③予約した時間帯に立ち会い、通帳に記入してもらう

戸別収集指定日

11月24日(金)、12月1日(金)・14日(木)・22日(金)、令和6年1月11日(木)・19日(金)、2月6日(火)・16日(金)、3月21日(木)

交換品 45リットルのごみ袋2つにつき、次のいずれか1つと交換できます

・堆肥1キログラム
・志木の恵水「水輝」1本(500ml)
・トイレトペーパー2個

